金融庁の回答に対する当社の見解について

金融庁は、令和2年3月5日付「金融庁における一般的な法令解釈に係る書面照会手続(回答書)」において、給料ファクタリングのスキームが貸金業法第2条1項の「手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法」(以下「貸金類似取引」といいます。)に該当するとの回答(以下「本件回答」といいます。)を公表しました。

まず、本件回答は、あくまでも照会時点における照会対象法令に関する一般的な解釈を示すものであり、 個別事案に関する法令適用の有無を回答したものではありません。本件回答が公表されたことで、全ての 給料ファクタリングが貸金類似取引に該当することを金融庁が認めたかのような誤解が蔓延しているよう ですが、本件回答の性質は上記のとおりであるため、そのような理解は正しくないのです。

給料ファクタリングの具体的なスキームは各業者によって様々であり、そのスキームによる取引を金融庁が貸金類似取引に該当すると判断するか否かは、現時点では明らかにはなっていないということをご理解いただければ幸いです。

当社の運営する「ENZO」のサービスは、譲渡債権のデフォルトが発生した場合のリスクを全て当社が負担しており、その損失を顧客に対して遡求することを予定していない取引です。すなわち、「ENZO」のサービスは、顧客が手形割引、売渡担保等と同様のリスクを引き受ける取引ではないため、手形割引、売渡担保等の取引とは経済的・法律的に異なるのです。

なお、このような考え方は、二者間ファクタリングが貸金類似取引に該当するか否かが争点となった過去の裁判例(東京地方裁判所平成 28 年 7 月 19 日判決、東京高等裁判所平成 29 年 5 月 23 日判決など)の採用するところでもあると理解しています。

以上のことから、当社は、「ENZO」のサービスは貸金類似取引に該当しないとの見解であり、当該見解には当社顧問弁護士含め複数の弁護士からの賛同も得ています。

もっとも、本件回答が公表されたことにより、「ENZO」のサービスに対して誤った理解をされる方が増えています。そのため、当社としては、司法の場で自らのサービスの適法性を訴えることなどを含めて毅然として適切な対応を進めていく意向です。

今後も皆様にお伝えできることがあれば随時公表し、透明性のあるサービスの構築を目指していく所存でおりますので、引き続き「ENZO」を宜しくお願い申し上げます。

令和2年3月18日 BBS株式会社 代表取締役 中原正光